

第 3 5 号 議 案

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年新宿区条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項及び第 2 項中「含む。以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

第 11 条の 2 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）」を付し、同条各項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 11 条の 3 の見出しを削る。

第 17 条第 1 項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第 18 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 18 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 18 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条の 3 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属

する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 18 条の 4 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前 2 号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の第 11 条の 2 第 1 項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の改正に伴い、育児を行う幼稚園教育職員の超過勤務の免除に係る子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子に拡大する等所要の改正を行う必要があるため